

議案第16号

大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月20日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例  
大網白里市使用料及び手数料条例（昭和38年条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和7年度における手数料の特例）

- 3 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機であって、必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。）により証明書等を交付する場合の手数料の額は、別表第3の規定にかかわらず、1通又は1件につき100円とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。